

一般社団法人国際物理オリンピック2023記念協会  
名誉会長及び顧問の設置に関する規程

2024年8月2日制定

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人国際物理オリンピック2023記念協会（以下「本法人」という。）定款第33条の規定に基づき、本法人の名誉会長及び顧問の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会長)

第2条 名誉会長は、本法人の会長の職にあった者で、理事会の議決により指名した者とする。

2 名誉会長は、会長の諮問に応じ、かつ本法人の会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第3条 本法人の役員として特に功労のあった者または、物理学に関係ある学識経験者であって、理事会の議決により指名した者とする。

2 顧問は、本法人の事業について、会長の諮問に応じ、または本法人の会議に出席して意見を述べるすることができる。

(任期)

第4条 名誉会長及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

(費用)

第6条 名誉会長及び顧問には費用を支払うことができる。

【附則】 1 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

2 この規程は、2024年7月1日から施行する